

都政記録写真の写真パネル等の貸出しに関する要綱

平成23年8月2日

23生広第227号

(目的)

第1 この要綱は、東京都生活文化局広報広聴部広報課（以下「広報課」という。）が所管し、所蔵している都政記録写真の写真パネル等（写真パネル及びキャプションを指す。以下「パネル等」という。）の貸出しについて必要な事項を定め、都政記録写真のPRと東京都の地域の活性化等に寄与することを目的とする。

(パネル等一覧)

第2 この要綱において貸出しの対象となるパネル等は、別紙リストによるものとする。

(使用の承認)

第3 パネル等は、次の各号の一に該当する場合は、使用を承認することができる。

- (1) 東京都が共催、後援又は協賛する事業で使用する場合
- (2) 東京都内の区市町村が主催する事業で使用する場合
- (3) 東京都監理団体又は区市町村外郭団体が主催する事業で使用する場合
- (4) 東京都内に所在する地縁団体又は商店街等が主催する事業で使用する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、都政に関係のある事業又は東京都内で地域の活性化を目的とする事業で使用する場合
- (6) その他広報課長が特に認めた場合

(使用の不承認)

第4 広報課長は、次の各号の一に該当する場合は、使用を承認しない。

- (1) 専ら営利を目的とする場合又は特定の政治活動等を助長するおそれのあるとき
- (2) パネル等の観覧に当たり、それ自体に料金を徴収するとき
- (3) 著作権等を侵害するおそれのあるとき
- (4) パネル等の管理上、支障があると認められたとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広報課長が不相当と認めるとき

(貸出し期間中の返還)

第5 広報課長は第3の規定によりパネル等を貸出した後、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用承認期間中であっても使用者にパネル等を返還させることができる。

- (1) 使用内容が申請と異なるとき
- (2) 第4の不承認事項に該当すると認められるとき

(使用の申請)

第6 パネル等の使用の承認を受けようとする者は、使用開始日の2週間前までに、様式

1に事業内容及び展示企画の概要が分かる資料を付けて広報課長に申し込むものとする。

(使用期間)

第7 パネル等の使用期間は、運搬の日から起算して1か月以内とする。ただし、特別の事情がありこの期間を超える場合は、使用の申請のときに広報課長の承認を得るものとする。

(使用承認手続き)

第8 広報課長は、申請者が、第3の基準を満たしていると判断され、第4の不承認事項に該当していないと認められる場合は、パネル等の貸出しについて認めることができ、様式2によりこれを通知するものとする。

(著作権使用料)

第9 使用承認されたパネルの著作権使用料は無償とする。

(貸出し手続)

第10 使用者は、パネル等の貸出しを受けるときは、預り証(様式3)を広報課長に提出し、これと引換えにパネル等を受領する。

(返還手続)

第11 使用者は、パネル等を返還するとき、第10の規定により提出された預り証(様式3)を受け取り、パネル等を返還する。

(遵守事項)

第12 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 承認を受けたパネル等を運搬するに当たっては、パネル等の特性を十分に理解した上で、使用者の負担により適切な方法で行う。
- (2) 使用の承認を受けたパネル等の保管は、引渡しを受けた時から返還するまでの間、使用者の責任で行うものとし、当該パネル等の亡失、汚損、棄損等があった場合は、広報課長の指示に従い原状回復するものとする。
- (3) 様式1に記載された使用目的、使用場所・使用方法等以外で使用してはならない。
- (4) パネル等の著作権を侵害する行為を行わない。
- (5) パネル等の展示等に当たっては、「東京都提供」であること及びパネル等の名称を明示する。

附 則

この要綱は、平成23年8月2日から適用する。